

税制改正に関する要望

平成14年10月

中国経済連合会

税制改正に関する要望

1. 法人税制等について

(1) 法人税率の引き下げについて

わが国の法人実効税率は、依然として海外諸国と比べてかなり高い水準にある。

産業競争力を高めるためにも、法人税率をさらに引き下げることによって、国際的にも遜色のない税制を構築すべきである。

(2) 連結付加税の廃止

企業組織の再編を円滑化させるために導入された連結納税制度は、連結付加税により効果が減殺されていることから、連結付加税については、早期に廃止すべきである。

(3) 減価償却制度の見直し

国際競争力の向上のため、設備の合理化や新技術の開発に対する投資を進めるには、償却可能限度額を引き上げるとともに、耐用年数を短縮するか、あるいは、加速度償却制度を一般的な制度として導入することが必要である。

(4) 欠損金の繰越し・繰戻し期間の見直し

わが国の欠損金の繰越控除は5年間、繰戻還付も1年間（現在は

停止中)と欧米諸国と比べるとかなり短くなっている。

期間損益の通算は、企業が将来を見据え事業を継続していくうえで非常に重要であることから、欠損金については、10年間の繰越控除、2年間の繰戻還付にすべきである。

(5) 研究開発促進税制の見直し

現行の増加試験研究税制は、企業の研究開発投資の増大に応じて税額控除が受けられることから、経済成長期においてはわが国企業にとって効果的な制度であった。

ただ、近年のわが国の研究開発投資が停滞気味であることから、試験研究費の増加額を対象に控除する現行制度の研究開発促進に対する効果は十分でない。

研究開発は、企業の活力の向上、競争力の強化、新製品・新サービスの開発の促進のために欠かせないものであり、研究開発のために努力を行った企業に対しては、投資額が増加していない場合であっても、その努力に報いることが必要である。

また、産学官連携により、研究開発を促進し、地元企業の技術力、研究開発力の向上を図る必要がある。

こうしたことから、企業の試験研究費の総額の一定割合に対する税額控除制度や、当該年度の未使用控除額の繰越制度を税制に織り込んでいただきたい。

(6) 地域の活性化や新事業・新産業創出のための税制の見直し

新規事業を創出した企業やベンチャーへの税優遇

企業やベンチャーが新規事業を起こす環境を整備するためにも、新規事業を創出した企業やベンチャーに対しては以下のような税制措置を講じていただきたい。

- ・ 創業から一定期間の法人税率の軽減
- ・ 欠損金の繰越期間の延長

エンジェル税制の拡充

エンジェル税制の利用を促進するためにも、以下のような措置を講じていただきたい。

- ・ 投資した時点での一定割合の税額控除
- ・ 投資適格対象企業の基準の緩和
- ・ 申請手続きの簡素化
- ・ ベンチャー企業への出資に係る損失の一般所得との通算を許可
- ・ 損失の繰越期間を5年間に延長

寄附金に関する税制の優遇

産学官連携や研究開発のための寄附金、私立大学等への寄附金、地域振興や社会貢献に対する寄附金などについては、税制の優遇措置の拡充を検討していただきたい。

2．個人所得課税，相続税・贈与税について

(1) 課税最低限や累進税率構造の見直し

国民が広く薄く負担を分かち合うためには，各種控除を縮小・廃止し，課税最低限を引き下げることが必要である。

各種控除は，男女共同参画社会の進展や雇用慣行の変化等のライフスタイルの多様化や，個々人の自由な選択を阻害しない中立的な税制確立のために整理する必要があるが，担税力のない人に対する見直しとなるので慎重な検討をお願いしたい。

また，課税最低限の引き下げは，中堅以上の所得者の負担を高めるので，課税最低限の引き下げと合わせて，累進税率構造の緩和についても検討していただきたい。

(2) 世代間の資産移転の促進

高齢者から現役世代への資産移転を促進し，その有効利用により経済活性化を促進するためにも，相続税・贈与税の一体化措置の早期導入を進めるべきである。

また，住宅投資を喚起するためにも，贈与税の減免による世代間の資産移転が必要なことから，父母や祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた際の特例の拡充として，非課税枠の550万円の拡大も検討していただきたい。

3 . 消費税について

現行の消費税制度は、公平性、信頼性などの観点から、方式も含めた見直しが必要である。

(1) 事業者免税点の引き下げ

事業者免税点の水準（課税売上高が 3,000 万円以下）は、制度創設以来長期間据え置かれており、免税事業者は6割強に達している。

このため、消費者は支払った消費税相当額が国庫に入っているかどうか疑問を持ち、このことが消費税に対する国民の不信感を生み出している。

こうしたことから、個人事業者の事務処理能力に配慮したうえで、免税点の引き下げを検討すべきである。

(2) 簡易課税制度の見直し

簡易課税制度については、消費税制度が定着し、事業者の納税事務に対する理解が深まったこと、納税額の損得を計算したうえで制度を適用する事業者が増加したことなどから、制度の廃止の方向で検討をすべきである。

(3) 消費税率の引き上げ

直間比率を是正するとともに、安定的な歳入構造の確保や社会保障支出の増大に対応するためにも、将来的には消費税率の引き上げが必要である。

4．証券税制，土地税制について

(1) 証券税制の見直し

より多くの人々が証券市場に参加しやすい環境づくりを進め，わが国の証券市場を活性化することを目的に証券税制の改正が行われた。

ただ，新証券税制では，株式譲渡益についてさまざまな税の優遇措置が受けられるものの，対象や期限について複数の制度があり，また条件付きなので投資家にわかりにくくなっている。

新証券税制については，個人投資家の混乱や株式離れを防ぐためにも，早急に投資家にとって簡素でわかりやすい制度に見直すべきである。

(2) 株式の配当に対する課税の見直し

株式の投資を促進するため，株式の配当について，個人は20%の源泉分離課税で完結していただきたい。

(3) 土地税制の見直し

資産デフレから脱却するためには，不動産の流動化を促進することが不可欠であり，以下のような措置を講じる必要がある。

- ・登録免許税の廃止
- ・不動産取得税の廃止
- ・法人の土地譲渡益重課制度の廃止（課税停止中）

- ・ 個人の土地譲渡益課税の税率引き下げ
- ・ 地価税の廃止（課税停止中）
- ・ 特別土地保有税の廃止
- ・ 固定資産税の課税対象である土地の評価方法の見直し

5．地方財政について

地方が自立し，発展していくためには，国・地方を通じた行財政改革の徹底，国と地方の役割分担の明確化，地方への権限・財源の移譲が必要である。

地方財政改革にあたっては，経済財政諮問会議，地方分権改革推進会議，地方制度調査会などでの検討を促進し，地方分権に対応した地方財政制度を確立していただきたい。

特に，以下の点については，明確にしていきたい。

- ・ 国と地方の税源配分の抜本的な見直し，地方税における直間比率の是正，法人にかかる地方税の簡素化
- ・ 自治体間の税財源の偏りに対する新たな調整システムの確立
- ・ 国庫補助負担金の整理・合理化

平成14年10月

中国経済連合会

会 長

高須 司登

総合政策委員会委員長

橋本 宗利